

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成23年2月14日
【四半期会計期間】	第11期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社アイフリーク
【英訳名】	I-FREEK INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 幸司
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号
【電話番号】	092(738)3800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理グループ長 猪俣 英夫
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号
【電話番号】	092(738)3800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理グループ長 猪俣 英夫
【縦覧に供する場所】	株式会社アイフリーク 東京支店 （東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第3四半期連結 累計期間	第11期 第3四半期 累計期間	第10期 第3四半期連結 会計期間	第11期 第3四半期 会計期間	第10期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高 (千円)	2,515,089	2,080,942	774,297	685,330	2,473,370
経常利益又は経常損失 (千円)	54,426	236,266	10,187	53,857	134,634
四半期(当期)純利益又は四半期純損失(千円)	86,941	149,078	15,474	27,370	75,268
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	-	-	-	458,415	458,208
発行済株式総数 (株)	-	-	-	22,794	22,762
純資産額 (千円)	-	-	1,123,613	1,395,064	1,267,270
総資産額 (千円)	-	-	1,971,307	2,101,350	1,748,755
1株当たり純資産額 (円)	-	-	51,171.41	63,400.80	57,707.04
1株当たり四半期(当期)純利益又は四半期純損失(円)	3,995.10	6,842.60	710.85	1,255.49	3,458.37
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益(円)	-	6,753.61	-	1,239.81	3,412.67
1株当たり配当額 (円)	-	1,000	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	56.5	65.8	71.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	43,361	397,003	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	303,134	247,288	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	316,208	76,309	-	-	-
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	-	-	488,645	584,257	-
従業員数 (名)	-	-	121	117	120

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。なお、第10期第3四半期累計(会計)期間は四半期連結財務諸表を作成しているため、第10期第3四半期累計(会計)期間に代えて第10期第3四半期連結累計(会計)期間について記載しております。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第11期第3四半期累計(会計)期間の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4 第10期第3四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

5 第10期は連結財務諸表を作成しているため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

6 第11期第3四半期連結累計期間の1株当たり配当額は、会社創立10周年記念配当であります。

## 2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	117 [ 18 ]
---------	------------

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

2 臨時雇用者数は、当第3四半期会計期間の平均人員を [ ] 外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【販売の状況】

第10期第3四半期会計期間は四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期との比較は行っておりません。

#### (1) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)
モバイルコンテンツ事業	414,009
Eコマース事業	271,321
合計	685,330

(注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第3四半期会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
(株)NTTドコモ	219,268	32.0
ウォルト・ディズニー・ジャパン(株)	84,603	12.3

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

### (1) 業績の状況

当第3四半期会計期間における当社を取り巻く外部環境は、国内の完全失業率は5%を下回る一方で、欧州経済圏に端を発した財政不安が解消されず、世界的に為替の不安定感を伴いました。また、わが国の財政状況が上向かない中で円高傾向が続いたままの越年になるなど予断を許さない状況で推移いたしました。一方で、「巣ごもり消費」と形容される個人消費の一部に積極性が戻りつつあることや、スマートフォン端末の積極投下もあり、携帯電話契約数が純増に転じるなど当社の主力事業にも影響のある動きが出つつあります。

このような経営環境の中、主力事業であるモバイルコンテンツ事業におきましては、初心者でも手軽にデコメサイトを利用できる「スグデコ機能」の提供など顧客層の拡大と継続率の向上に注力していく一方、より多くの収益機会の獲得を目的として、スマートフォン向けのアプリやソーシャルゲームの提供にも取り組みました。

また、Eコマース事業におきましては、動きの重たい個人消費を喚起するため、商品説明の充実等による提案販売に力を入れ、引き続き美容健康関連商品の拡充を図る一方で、中長期的に育てる自社専売商材の扱いを充実させ、新たにアロマ関連商品の取り扱いを開始するなど、高利益体質のEコマースビジネスへ転換を進めております。

これらの結果、当第3四半期会計期間における売上高は685,330千円、営業利益は49,399千円、経常利益は53,857千円、四半期純利益は27,370千円となりました。

上半期に引き続き、安定して営業利益を稼ぎ出す経営施策に軸足を置いており、前第3四半期連結会計期間に比して60,834千円営業利益が増加しております。

なお、事業別の業績は次のとおりであります。

#### モバイルコンテンツ事業

モバイルコンテンツ事業におきましては、デコメ変換サービス「スグデコ！」に機能追加を行い、新たな利用シーンを提案するなど更なる進化を遂げました。また、ソーシャルプラットフォーム対応の一環としてGREE向けデコメ(R)を提供開始するなど顧客層の拡大に努めております。

また、スマートフォン向けアプリとして「ちゃぶ台返し」をiPhoneに続きAndroid向けにリリースいたしました。加えて、モバイルオープンプラットフォームに「Zero-400 SHIFT」を提供するなど、現在好調なソーシャルアプリ市場への取り組みも行いました。

これらの結果、当第3四半期会計期間におけるモバイルコンテンツ事業の売上高は414,009千円、営業利益は172,653千円となりました。

#### Eコマース事業

Eコマース事業におきましては、自社企画商品強化を行うことで粗利益率が高い商品構成への転換を図る取り組みの効果が表れ、オリジナル美容健康関連商品がネット通販のみならず、ナショナルチェーンストアなどで継続販売され、販売チャネルが安定拡大いたしました。また、新たな商品カテゴリーとしてアロマ関連商品の取り扱いを開始することで、新たな取引先・顧客層へのアプローチを行いました。一方、ネット販売全般の取引縮小傾向により、大きな商戦機である年末年始商戦が利益額の低い商品を中心に推移するなど在庫商材の見直しを含めた構造転換の重要性が益々高まっており、利益を稼ぎだせるECビジネスモデルへの転換を進めております。

これらの結果、当第3四半期会計期間におけるEコマース事業の売上高は271,321千円、営業損失は51,302千円となりました。

(注)「デコメ」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの商標または登録商標です。「iPhone」は、アップル インコーポレイテッドの商標または登録商標です。「Android」は、Google Inc.の商標または登録商標です。「スグデコ！」は、当社が商標登録出願中です。各社の社名、製品名、サービス名は、各社の商標または登録商標です。

### (2) 財政状態の分析

流動資産は、前事業年度末に比べて338,168千円(27.7%)増加し、1,559,882千円となりました。これは主として、現金及び預金の増加206,023千円、有価証券の増加180,092千円によるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べて14,426千円(2.7%)増加し、541,468千円となりました。これは主として、投資その他の資産に含まれている投資有価証券の増加17,187千円によるものであります。

この結果、総資産は、前事業年度末に比べて352,595千円(20.2%)増加し、2,101,350千円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べて219,546千円(69.7%)増加し、534,709千円となりました。これは主として、短期借入金の増加70,000千円、未払法人税等の増加85,675千円によるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べて5,254千円(3.2%)増加し、171,576千円となりました。これは主として、資産除去債務の増加10,457千円によるものであります。

この結果、負債合計は、前事業年度末に比べて224,801千円(46.7%)増加し、706,286千円となりました。

純資産は、前事業年度末に比べて127,793千円(10.1%)増加し、1,395,064千円となりました。これは主として、配

当があったものの四半期純利益の計上により利益剰余金が127,286千円増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べて226,023千円増加し、584,257千円となりました。

当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動におけるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、118,079千円となりました。これは主として、税引前四半期純利益54,917千円及び仕入債務の増加額29,881千円によるものであります。

（投資活動におけるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、278,259千円となりました。これは主として、有価証券の取得による支出150,000千円及び投資有価証券の取得による支出99,926千円によるものであります。

（財務活動におけるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、121,295千円となりました。これは主として、長期借入れによる収入100,000千円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期会計期間において実施した研究開発活動はありません。

今後におきましては、当社の企業価値の向上に高い効果をもたらすサービスの研究開発、または新技術への対応を行ってまいります。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、前四半期会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,840
計	90,840

(注) 平成23年1月14日開催の取締役会決議により、平成23年2月9日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は272,520株増加し、363,360株となっております。

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,794	91,332	大阪証券取引所 JASDAQ(グロース)	単元株制度を採用しており ません。
計	22,794	91,332	-	-

(注) 1 提出日現在発行数には、平成23年2月1日から本書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2 平成23年1月14日開催の取締役会決議により、平成23年2月9日付で1株を4株に株式分割いたしました。これにより株式数は68,499株増加し、発行済株式総数は91,332株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成18年11月7日の株式分割(1:2)の効力発生により、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されており、以下は調整後の内容となっております。

平成13年改正旧商法に基づく新株予約権  
第1回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	43
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	86
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450(注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年2月1日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{調整前払込金額} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

a 期間

上場日より2年経過した日からとする。

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

第2回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	14
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	28
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450(注)1
新株予約権の行使期間	自平成18年2月3日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

・ a 期間

上場日より半年経過した日から、上場日より2年経過する日まで

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権数の2分の1まで(小数点1位以下は切り上げ)。ただし、当該上限個数が1個未満のときは1個まで。

・ a 期間

上場日より2年経過した日から上場日より5年経過する日まで

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

なお、平成18年10月26日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議において、新株予約権の行使条件における「期間」及び「権利行使可能な新株予約権数の上限」を、それぞれ「平成18年10月26日以降」及び「割当を受けた新株予約権のすべて」に変更しております。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

第3回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	25
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450(注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年2月1日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

2 「資本組入額」には、株式の発行価格5,450円に0.5を乗じた額を記載しております。株式の発行価格に新株予約権の帳簿価額30,050円を加算した資本組入額は17,750円となります。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

a 期間

上場日より2年経過した日からとする。

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

4 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

第4回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450(注)1
新株予約権の行使期間	自平成18年2月3日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後 払込金額} = \text{調整前 払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 2 「資本組入額」には、株式の発行価格5,450円に0.5を乗じた額を記載しております。株式の発行価格に新株予約権の帳簿価額30,050円を加算した資本組入額は17,750円となります。
- 3 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

・ a 期間

上場日より半年経過した日から、上場日より2年経過する日まで

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権数の2分の1まで（小数点1位以下は切り上げ）。ただし、当該上限個数が1個未満のときは1個まで。

・ a 期間

上場日より2年経過した日から上場日より5年経過する日まで

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

4 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

会社法に基づく新株予約権  
第5回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	17
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,500(注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年9月1日 至平成28年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,500 資本組入額 17,750
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額35,500円(以下「行使価額」という。)に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記行使金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

## 2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

### a 期間

上場日より2年経過した日からとする。

### b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

## 3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

第6回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,195(注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年7月26日 至平成24年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,195 資本組入額 39,098(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。

2 新株予約権の1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額78,195円(以下「行使価額」という。)に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

3 「資本組入額」には、株式の発行価格78,195円に0.5を乗じた額(円未満切り上げ)を記載しております。株式の発行価格に新株予約権の帳簿価額29,595円を加算した資本組入額は53,895円となります。

4 本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。

この他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- 6 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - ト 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
  - チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件  
以下に準じて決定する。  
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を無償で取得することができる。  
当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

第7回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	86
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	86(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,195(注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年7月26日 至平成24年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,195 資本組入額 39,098(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。

2 新株予約権の1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額78,195円(以下「行使価額」という。)に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

3 「資本組入額」には、株式の発行価格78,195円に0.5を乗じた額(円未満切り上げ)を記載しております。株式の発行価格に新株予約権の帳簿価額29,595円を加算した資本組入額は53,895円となります。

4 本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。

この他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- 6 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - ト 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
  - チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件  
以下に準じて決定する。  
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を無償で取得することができる。  
当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

第8回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,195(注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年7月26日 至平成24年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,195 資本組入額 39,098(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。

2 新株予約権の1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額78,195円(以下「行使価額」という。)に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

3 「資本組入額」には、株式の発行価格78,195円に0.5を乗じた額(円未満切り上げ)を記載しております。株式の発行価格に新株予約権の帳簿価額29,595円を加算した資本組入額は53,895円となります。

4 本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。

この他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- 6 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ト 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件  
以下に準じて決定する。  
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を無償で取得することができる。  
当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

第9回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2
新株予約権の行使期間	自平成24年7月28日 至平成26年7月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注)1 当社が株式分割、又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率  
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、これを適用する。  
また、上記のほか、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。
- 2 1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。  
なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。
- 3 「資本組入額」には、株式の発行価格1円に0.5を乗じた額(円未満切り上げ)を記載しております。株式の発行価格に新株予約権の帳簿価額52,499円を加算した資本組入額は26,250円となります。
- 4 本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権の行使可能期間に当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれか遅い方の地位を喪失しても行使可能期間に限って権利行使ができるものとする。  
新株予約権者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。  
本新株予約権については、新株予約権者が有している全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。  
この他権利行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
- 5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、1に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に再編成対象会社の新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に準じて組織再編成行為にかかる契約書又は計画において決定する。

チ 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日(注1)	10	22,794	57	458,415	57	448,415

(注) 1 新株予約権の行使による増加であります。

- 2 平成23年1月1日から平成23年1月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が39株、資本金及び資本準備金がそれぞれ764千円増加しております。
- 3 平成23年2月9日付で1株を4株に株式分割し、発行済株式総数が68,499株増加しております。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 992	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,792	21,792	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	22,784	-	-
総株主の議決権	-	21,792	-

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイフリーク	福岡県福岡市中央区薬院 1丁目1番1号	992	-	992	4.35
計	-	992	-	992	4.35

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	66,800	100,400	166,000	116,200	98,500	83,600	72,800	97,200	115,000
最低(円)	42,600	48,500	72,500	84,300	64,200	64,000	61,100	60,000	81,100

(注) 株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット-「ヘラクレス」におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (3) 前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は四半期財務諸表を作成していないため、前第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書に代えて、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人によるレビューを受け、また、当第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

### 3 四半期連結財務諸表について

当社は、当第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）については、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	564,257	358,233
売掛金	529,630	599,696
有価証券	300,021	119,928
商品	143,463	119,215
仕掛品	2,405	2,784
原材料	1,065	-
その他	36,979	42,314
貸倒引当金	17,941	20,460
流動資産合計	1,559,882	1,221,713
固定資産		
有形固定資産	1 65,984	1 61,250
無形固定資産		
のれん	101,622	130,566
その他	135,368	113,131
無形固定資産合計	236,990	243,698
投資その他の資産	238,493	222,093
固定資産合計	541,468	527,041
資産合計	2,101,350	1,748,755
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	109,006	103,166
短期借入金	70,000	-
1年内返済予定の長期借入金	121,224	86,940
未払法人税等	88,305	2,630
ポイント引当金	7,413	8,327
その他	138,760	114,099
流動負債合計	534,709	315,163
固定負債		
長期借入金	161,119	166,322
資産除去債務	10,457	-
固定負債合計	171,576	166,322
負債合計	706,286	481,485

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	458,415	458,208
資本剰余金	448,415	448,208
利益剰余金	524,193	396,906
自己株式	46,012	46,012
株主資本合計	1,385,012	1,257,310
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,747	1,028
評価・換算差額等合計	2,747	1,028
新株予約権	12,799	10,987
純資産合計	1,395,064	1,267,270
負債純資産合計	2,101,350	1,748,755

(2)【四半期損益計算書】  
【前第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
売上高	2,515,089
売上原価	1,189,120
売上総利益	1,325,969
販売費及び一般管理費	1,389,669
営業損失( )	63,700
営業外収益	
受取利息	6,506
受取配当金	3,948
その他	2,009
営業外収益合計	12,465
営業外費用	
支払利息	3,079
その他	112
営業外費用合計	3,191
経常損失( )	54,426
特別利益	
ポイント引当金戻入額	13,251
特別利益合計	13,251
特別損失	
ソフトウェア除却損	541
投資有価証券評価損	5,960
事務所移転費用	36,582
特別損失合計	43,083
税金等調整前四半期純損失( )	84,258
法人税等	2,683
四半期純損失( )	86,941

【当第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	2,080,942
売上原価	1,018,098
売上総利益	1,062,844
販売費及び一般管理費	835,414
営業利益	227,430
営業外収益	
受取利息	5,463
受取配当金	2,283
その他	3,626
営業外収益合計	11,374
営業外費用	
支払利息	2,491
その他	46
営業外費用合計	2,537
経常利益	236,266
特別利益	
投資有価証券売却益	1,059
特別利益合計	1,059
特別損失	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,029
特別損失合計	1,029
税引前四半期純利益	236,297
法人税等	87,218
四半期純利益	149,078

【前第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	774,297
売上原価	363,146
売上総利益	411,151
販売費及び一般管理費	422,586
営業損失( )	11,435
営業外収益	
受取利息	2,071
その他	465
営業外収益合計	2,536
営業外費用	
支払利息	1,289
その他	0
営業外費用合計	1,289
経常損失( )	10,187
特別損失	
投資有価証券評価損	5,960
事務所移転費用	2,227
特別損失合計	8,187
税金等調整前四半期純損失( )	18,375
法人税等	2,900
四半期純損失( )	15,474

【当第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	685,330
売上原価	354,420
売上総利益	330,910
販売費及び一般管理費	281,511
営業利益	49,399
営業外収益	
受取利息	2,491
受取配当金	2,283
その他	596
営業外収益合計	5,371
営業外費用	
支払利息	867
その他	46
営業外費用合計	913
経常利益	53,857
特別利益	
投資有価証券売却益	1,059
特別利益合計	1,059
税引前四半期純利益	54,917
法人税等	27,547
四半期純利益	27,370

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】  
【前第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純損失( )	84,258
減価償却費	50,350
のれん償却額	28,944
貸倒引当金の増減額( は減少)	3,327
賞与引当金の増減額( は減少)	2,593
ポイント引当金の増減額( は減少)	15,046
売上債権の増減額( は増加)	88,587
たな卸資産の増減額( は増加)	29,268
仕入債務の増減額( は減少)	35,946
未払金の増減額( は減少)	16,194
未払消費税等の増減額( は減少)	8,081
その他	48,140
小計	60,348
法人税等の支払額	27,145
法人税等の還付額	10,158
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>43,361</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有価証券の取得による支出	116,770
有形固定資産の取得による支出	45,048
無形固定資産の取得による支出	19,613
投資有価証券の取得による支出	20,199
投資有価証券の売却による収入	29,311
子会社株式の取得による支出	72,500
敷金の差入による支出	89,033
敷金の回収による収入	22,018
その他	8,700
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>303,134</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額( は減少)	50,000
長期借入れによる収入	300,000
長期借入金の返済による支出	30,846
ストックオプションの行使による収入	119
利息の支払額	3,065
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>316,208</b>
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	56,435
現金及び現金同等物の期首残高	432,210
現金及び現金同等物の四半期末残高	488,645

【当第3四半期累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前四半期純利益	236,297
減価償却費	58,565
のれん償却額	28,944
貸倒引当金の増減額（は減少）	2,518
売上債権の増減額（は増加）	70,066
たな卸資産の増減額（は増加）	24,929
仕入債務の増減額（は減少）	5,839
未払金の増減額（は減少）	19,031
その他	7,774
小計	399,071
法人税等の支払額	2,068
営業活動によるキャッシュ・フロー	397,003
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有価証券の取得による支出	180,000
有価証券の売却による収入	120,000
有形固定資産の取得による支出	12,851
無形固定資産の取得による支出	63,333
投資有価証券の取得による支出	119,590
その他	8,486
投資活動によるキャッシュ・フロー	247,288
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入れによる収入	70,000
長期借入れによる収入	100,000
長期借入金の返済による支出	70,919
配当金の支払額	20,402
その他	2,369
財務活動によるキャッシュ・フロー	76,309
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	226,023
現金及び現金同等物の期首残高	358,233
現金及び現金同等物の四半期末残高	584,257

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第3四半期累計期間の営業利益及び経常利益は、それぞれ1,307千円減少し、税引前四半期純利益は、2,336千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は、10,457千円であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>
2 繰延税金資産の回収可能性の判断	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前事業年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっており、前事業年度末以降に経営環境等に著しい変化があるか、または、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合には、前事業年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。</p>

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 税金費用の計算	<p>税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用して計算しております。</p> <p>なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)		前事業年度末 (平成22年3月31日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	104,516千円	1 有形固定資産の減価償却累計額	87,571千円

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費の主要項目	
広告宣伝費	562,417千円
支払手数料	130,645千円
給料及び手当	249,065千円

当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費の主要項目	
広告宣伝費	109,741千円
支払手数料	100,916千円
給料及び手当	232,660千円
貸倒引当金繰入額	4,985千円

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費の主要項目	
広告宣伝費	152,207千円
支払手数料	42,410千円
給料及び手当	85,265千円

当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費の主要項目	
広告宣伝費	36,155千円
支払手数料	32,355千円
給料及び手当	75,777千円
貸倒引当金繰入額	2,946千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間  
(自平成21年4月1日  
至平成21年12月31日)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表の現金及び預金勘定の金額は一致しております。

当第3四半期累計期間  
(自平成22年4月1日  
至平成22年12月31日)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  
(平成22年12月31日現在)

現金及び預金勘定	564,257 千円
取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	20,000 千円
現金及び現金同等物	584,257 千円

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	22,794

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	992

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内容	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期会計期間末残高(千円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	12,799
合計				12,799

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年10月22日 取締役会	普通株式	21,792	1,000	平成22年9月30日	平成22年12月13日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間末後となるもの  
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)及び当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)

企業集団の事業の運営において重要な金融商品はありません。

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)

企業集団の事業の運営において重要な有価証券はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)

デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)及び当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

1 スtock・オプションに係る当第3四半期会計期間における費用計上額及び科目名

当第3四半期財務諸表への影響額に重要性があるものではありません。

2 当第3四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

3 当第3四半期会計期間におけるストック・オプションの条件変更

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められるものではありません。

(注) 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、第1四半期会計期間の期首における残高と比較しております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	モバイルコンテンツ事業 (千円)	Eコマース 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	522,932	251,364	774,297	-	774,297
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	525	54	579	(579)	-
計	523,457	251,419	774,876	(579)	774,297
営業利益又は営業損失( )	97,144	108,879	11,735	300	11,435

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	モバイルコンテンツ事業 (千円)	Eコマース 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,531,482	983,607	2,515,089	-	2,515,089
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,109	54	5,163	(5,163)	-
計	1,536,591	983,661	2,520,253	(5,163)	2,515,089
営業利益又は営業損失( )	85,583	151,683	66,100	2,400	63,700

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分に属する主要な品目

(1) モバイルコンテンツ事業：モバイルコンテンツ公式サイトの企画運営。

(2) Eコマース事業：電子カタログギフトサイトの企画運営、モバイルコマース構築・運営システムのサービス提供。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、サービス別のセグメントから構成されており、インターネットに接続可能な携帯電話ユーザー向けにモバイルコンテンツを提供する「モバイルコンテンツ事業」、美容・健康商品等の小売及び卸売を行う「Eコマース事業」の2事業を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1	四半期損益 計算書計上額 (注) 2
	モバイルコン テンツ事業	Eコマース 事業			
売上高					
外部顧客への売上高	1,327,228	753,714	2,080,942	-	2,080,942
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,327,228	753,714	2,080,942	-	2,080,942
セグメント利益又は損失 ( )	597,193	137,825	459,367	231,937	227,430

当第3四半期会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1	四半期損益 計算書計上額 (注) 2
	モバイルコン テンツ事業	Eコマース 事業			
売上高					
外部顧客への売上高	414,009	271,321	685,330	-	685,330
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	414,009	271,321	685,330	-	685,330
セグメント利益又は損失 ( )	172,653	51,302	121,350	71,951	49,399

(注) 1 セグメント利益又は損失の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

（追加情報）

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)		前事業年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	63,400円80銭	1株当たり純資産額	57,707円04銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,395,064	1,267,270
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	12,799	10,987
(うち新株予約権)	(12,799)	(10,987)
普通株式に係る四半期会計期間末(事業年度末)の純資産額(千円)	1,382,264	1,256,282
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期会計期間末(事業年度末)の普通株式の数(株)	21,802	21,770

2 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純損失( )	3,995円10銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失	
四半期連結損益計算書上の四半期純損失( ) (千円)	86,941
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失( )(千円)	86,941
普通株式の期中平均株式数(株)	21,762
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	

当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	6,842円60銭
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益	6,753円61銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益	
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	149,078
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	149,078
普通株式の期中平均株式数(株)	21,787
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	
四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	287
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純損失( )	710円85銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失	
四半期連結損益計算書上の四半期純損失( ) (千円)	15,474
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失( )(千円)	15,474
普通株式の期中平均株式数(株)	21,769
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	

当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	1,255円49銭
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益	1,239円81銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益	
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	27,370
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	27,370
普通株式の期中平均株式数(株)	21,801
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	
四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	276
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要	

(重要な後発事象)

当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

1.株式の分割

当社は、平成23年1月14日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割を行うことを決議いたしました。

(1)株式分割の目的

当社株式の分割を実施することにより、投資単位の引き下げ及び株式の流動性を向上させ、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えることで、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2)株式分割の概要

分割の方法

平成23年2月8日(火曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式1株につき、4株の割合をもって分割いたします。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	22,833株
今回の分割により増加する株式数	68,499株
株式分割後の発行済株式総数	91,332株
株式分割後の発行可能株式総数	363,360株

(3)日程

基準日設定公告日	平成23年1月21日(金曜日)
基準日	平成23年2月8日(火曜日)
効力発生日	平成23年2月9日(水曜日)

当該株式分割が前事業年度の開始の日に行われたと仮定した場合の1株当たり情報及び当事業年度の開始の日に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりです。

1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
15,850円20銭	14,426円76銭

1株当たり四半期純利益

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純損失( )	998円77銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	1,710円65銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	1,688円40銭

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純損失( )	177円71銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	313円87銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	309円95銭

2【その他】

平成22年10月22日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額.....21,792千円
- (ロ) 1株当たりの金額.....1,000円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成22年12月13日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月10日

株式会社アイフリーク  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 筆野 力

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 轟 芳英

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフリークの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイフリーク及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 2月10日

株式会社アイフリーク  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 筆野 力  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 轟 芳英  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフリークの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイフリークの平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。